

在外国民皆さんの大いなる関心と参加が必要です。

在外選挙案内文《第33号》



韓国・中央選挙管理委員会

提供日時 2011. 9. 14.

☎ 82-2-503-0648

FAX 82-2-507-4352

選挙事務所と類似した機関などの設置禁止

☐ 何人(なにびと)も候補者のために選挙事務所と類似した機関・団体・組織または施設を新しく設立したり設置できない。

☞ 何人も「公職選挙法」第61条による選挙事務所・選挙連絡所以外に候補者(候補者になろうとする者を含む)をために選挙推進委員会・後援会・研究所・相談所、または休憩所その他名称の如何を問わず、選挙事務所・選挙連絡所と類似した機関・団体・組織または施設を新しく設立したり設置できない。また、既存の機関・団体・組織または施設を選挙運動に利用できない。

※ 選挙運動その他選挙に関する事務を処理するために外国に“選挙事務所と選挙連絡所”を置くことができない(公職選挙法第61条、第218条の14)

[類似機関設置関連違反事例]

当初他の目的で設立された組織などを政党・候補者や第三者が候補者または政党のために選挙運動や選挙に関する事務を処理する組織に変質させたりその組織を選挙運動に利用する行為はできない



在外選挙関連資料は在外選挙ホームページ(<http://ok.nec.go.kr>)を参考にして下さい!